

民商だより

付録 全国商工新聞
2021/4/5 発行
全国商工団体連合会発行
第 3453 号

川越・東松山民主商工会 2021年3月31日 NO.12

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

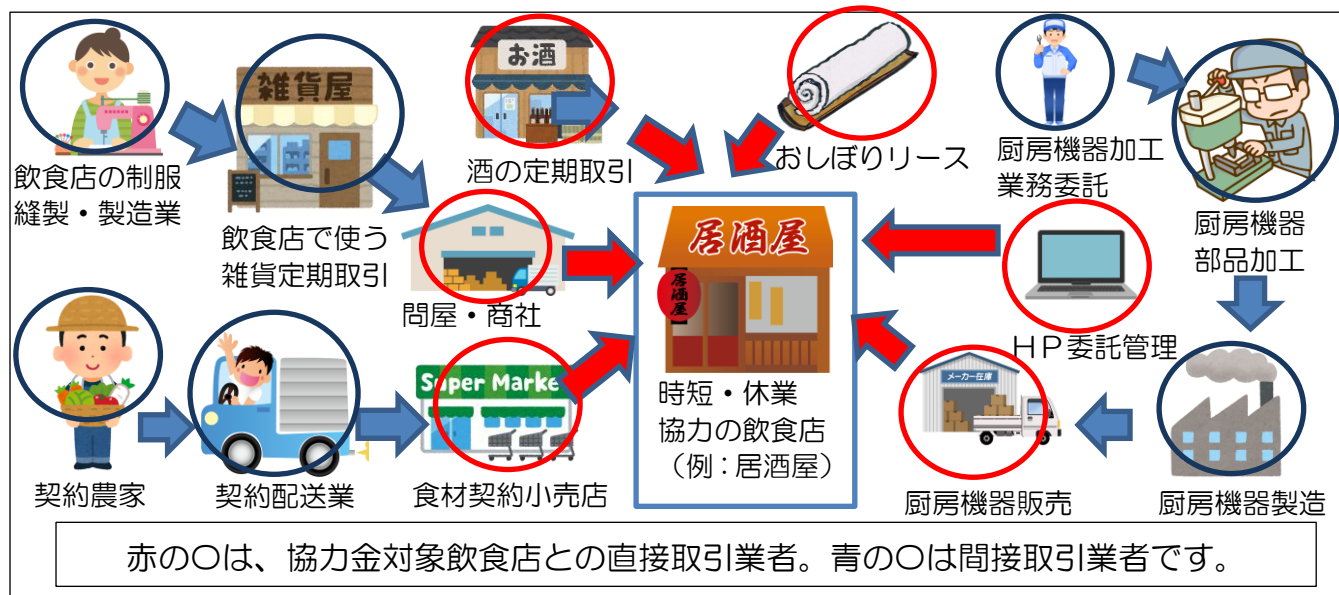
一時支援金、諦めないでみんなで貰おう、申請しよう

申請基準は複雑だが、民商で確認して「私も貰えるの！」の声

緊急事態宣言での自粛要請が原因で、1~3月の売上が2019年若しくは2020年と比べて50%以上減少した場合、最大で法人60万円、個人事業主・フリーランスで最大30万円が支給される一時支援金。民商でも申請相談が活発になっています。

「うちの会社は貰えないな」と思っていた方も、民商での相談の中で貰える可能性が見えた会員さんも多数出てきています。

①協力金対象の飲食店と、「反復継続した取引」をしている関連業者



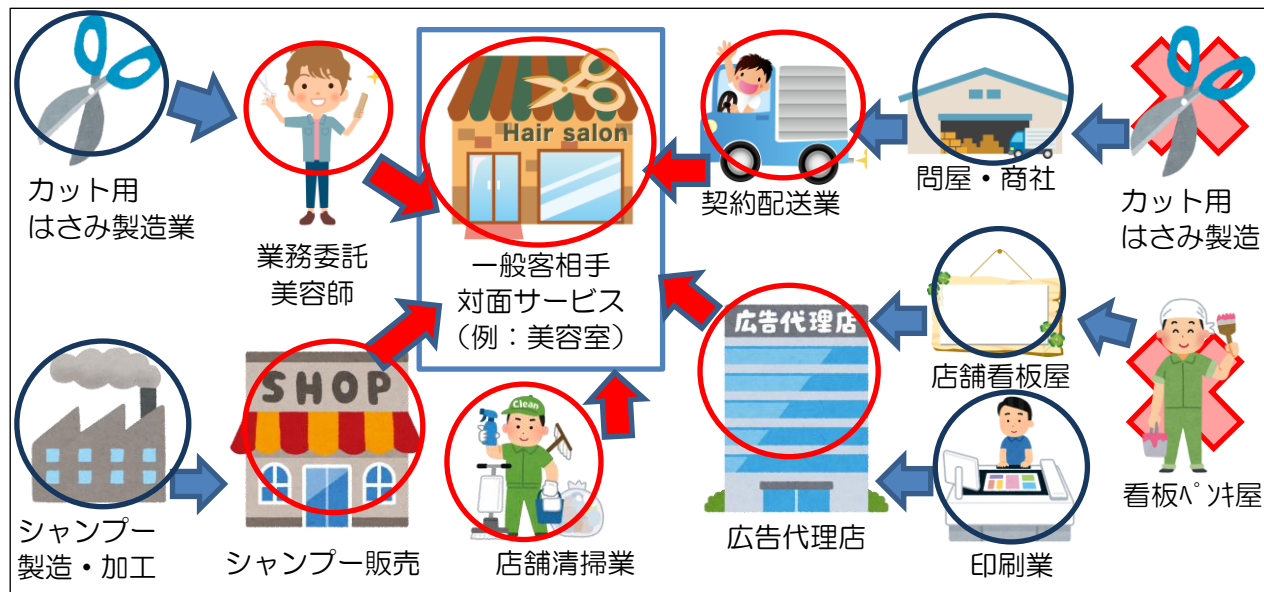
協力金対象の飲食店で自らの販売・提供する、「商品・サービス」が使われているか

緊急事態宣言に伴い、営業時間の短縮・休業に協力した飲食店への直接取引のある事業者は、反復継続した取引（2019年および2020年の1~3月について複数回の取引があること。契約形態によって複数回の取引を行っていない場合は、1回の取引が事業の主となる取引になっていれば可能）があれば申請が出来ます。

間接取引のある事業者は、自分と直接の取引先と反復継続した取引と、自らが販売・提供するサービス・商品が協力金対象飲食店へ届いていることを示すための、その先の取引先ごとに協力金対象飲食店との取引のつながりのわかる書類や統計データの提示、書類の保存が必要です。

自分の商品・サービスが飲食店で使用されているかどうかを確認しましょう。例えば、中間業者の配送業の方も、自分のサービスが飲食店につながっている可能性があります。

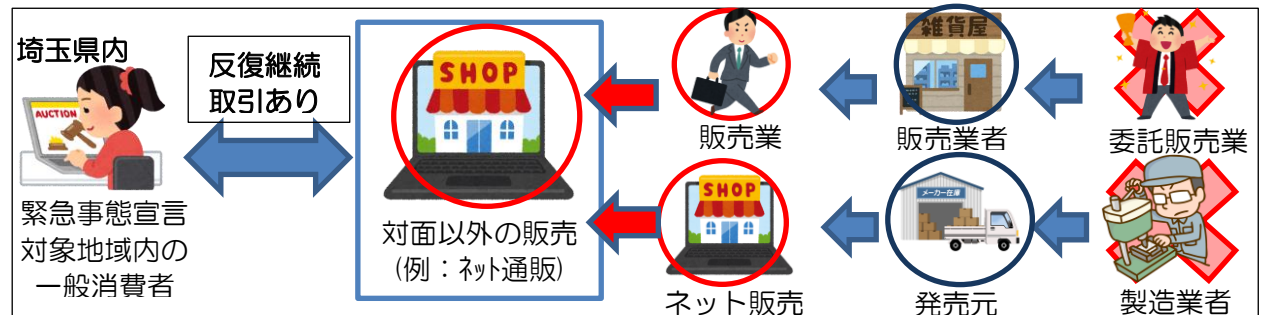
②主に対面で個人向けに商品の販売サービスの提供を行うBtoC事業者 その事業者と「反復継続した取引」をしている関連業者（例：美容室）



一般消費者と対面で毎日複数回の取引を行っているBtoC事業者も対象です。直接取引、1次間接取引（申請には、直接取引の業者が、美容室と反復継続取引を示す書類・統計データが必要）まで申請対象です。しかし、2次間接取引以降の業者は対象外となります。

旅行関連事業者、協力金対象外飲食店（昼のみ営業の飲食店など）、ハウスメーカー下請の建築業などは、このタイプの申請方法になります。

③宣言地域の一般消費者と継続した取引のある事業者全般と関連業者



対面取引でない場合でも、自粛要請地域の個人客との継続取引があれば申請が可能です。保険業、保守契約業、深夜警備の業務委託なども含まれます。

一時支援金の申請者には、関連書類の7年間の保存義務があります

申請時は提示不要ですが、関連書類の提出を求める等の調査が明示されています。「反復継続の取引を示す帳簿・通帳」、「元請やその先の取引先の反復継続取引を示す書類・統計データ」、顧客データや商品・サービスの一覧表、店舗の写真など、書類保存の必要があります。

4月の日程 自主計算 13:30~16:00 毎週木曜日

4/1、15、川越事務所。8、22、東松山セツ-（新郷）事前予約制です

4/15（木）確定申告・消費税等申告納付期限

★事務所来場の際は事前に連絡ください。来場時は受付と検温をお願いしています。